

違法伐採対策の取組み

丸三製紙株式会社

購入パルプの調達にあたって、地球環境問題、木材資源の有効活用の観点から違法伐採された木材原料（チップ）を使用していないサプライヤーから調達するよう、以下「木材パルプの調達方針」を定めました。

<木材パルプの調達方針>

●基本調達方針●

1. パルプの調達にあたり、法令を遵守して生産されたパルプを調達する。
2. 木材原料（チップ）の出所が遡れ、適正に管理された森林より生産されたものであることが確認できるサプライヤーから調達する。
3. サプライヤーから「違法伐採木材は取り扱わない」という誓約書並びに、トレーサビリティレポートもしくは第三者機関による合法証明書を手入する。
4. 毎年度の違法伐採対策の取組みについて、その概要を公開するとともに、第三者の監査を実施する。
5. 違法伐採対策に関連する資料は最低5年間保管し、監査などの必要に応じ開示する。

●合法証明システム●

<国産パルプ>

1. サプライヤーが、日本製紙連合会の「違法伐採対策の自主的な取組み」を実施している場合は、当該サプライヤーが発行する合法証明書を手入する。
2. 上記以外の場合は、サプライヤーから「違法伐採木材は取り扱わない」という誓約書を手入するとともに、伐採地域・樹種・数量等を記載したトレーサビリティレポートの作成を要求し、定期的に同レポートを手入する。

<輸入パルプ>

1. サプライヤーから「違法伐採木材は取り扱わない」という誓約書を手入する。
2. 原則として森林認証システムによる証明書の提出が可能なサプライヤーから購入し、その証明書を手入する。
3. 上記以外の場合は、伐採地域・樹種・数量等を記載したトレーサビリティレポートの作成を要求し、定期的に同レポートを手入する。

以上

※2015年度に当社へ納入されたパルプは全て合法的に伐採された木材原料を使って製造されたパルプであることを確認しています。また、この取組については、2016年7月27日に日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリングを受けています。